租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十五号

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号及び第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「第六十九条の三」の下に「、第六十九条の八」を加え、同条第四号中「第八十四条の六」を「第八十四条の七」に改め、同条第五号中「及び」を「、第八十六条の五及び」に改める。

第二条第二号中「第七項」を「第五項」に改め、「第四十二条の十二の四」の下に「（第五項を除く。）、第四十二条の十二の五」を加え、同条第三号中「、第五十五条の三（第三項から第六項までを除く。）」を削り、「第五十七条の五」を「第五十七条の四の二（第二項から第五項までを除く。）、第五十七条の五」に改め、同条第十二号中「第七項」を「第五項」に改め、「第六十八条の十五の五」の下に「（第五項を除く。）、第六十八条の十五の六」を加え、「、第六十八条の十七、第六十八条の十九」を「から第六十八条の十九まで」に改め、同条第十三号中「、第六十八条の四十三の三（第三項及び第四項を除く。）」を削り、「第十四項を除く。）」の下に「、第六十八条の五十四の二（第二項及び第三項を除く。）」を加える。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条第三号の改正規定（「第五十七条の五」を「第五十七条の四の二（第二項から第五項までを除く。）、第五十七条の五」に改める部分に限る。）及び同条第十三号の改正規定（「第十四項を除く。）」の下に「、第六十八条の五十四の二（第二項及び第三項を除く。）」を加える部分に限る。）は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第　号）の施行の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十六号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行に伴い、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百二十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「第五欄」を「第四欄」に、「第四欄」を「第三欄」に改め、同条第四項第一号中「から第四項まで」を「、第三項、第六項及び第七項」に、「第十条の三第五項から第七項まで」を「第十条の三第三項及び第四項」に改め、「第十条の四の二第三項」を加え、「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項」に改め、「及び第五項」の下に「から第八項まで」を加え、同条第八項中「から第四項まで」を「、第三項、第六項及び第七項」に、「第十条の三第三項及び第四項」に改め、「第十条の四第三項」の下に「、第十条の四の二第三項」を加え、「並びに第十条の五の三第一項」を「、第十条の五の三第三項及び第四項並びに第十条の五の四第一項」に、「第五条の三第七項」を「第五条の三第八項」に改める。

第十二条の二の二第五項中「第五条の三第七項」を「第五条の三第八項」に改める。

第十二条の二の三第四項中「第五条の三第七項」を「第五条の三第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十条の二の三第一項及び第三項に規定する政令で定める期間は、福島復興再生特別措置法第十七条の七第一項に規定する認定特定復興再生計画（以下この項において「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）に記載された同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域（以下この項において「認定特定復興再生拠点区域」という。）の変更に係る次の各号に掲げる区域の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

一　認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六条第一項の変更の認定があったことにより新たに認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域　当該区域に該当する福島復興再生特別措置法第三十六条に規定する避難解除区域等（次号において「避難解除区域等」という。）に係る同法第四条第四号イ、ロ、ニ若しくはホに掲げる指示（以下この号及び次号ロにおいて「避難等指示」という。）が解除された日又は当該変更の認定があった日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日又は同条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間

二　認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定があったことにより認定特定復興再生拠点区域に該当しないこととなる区域　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ　当該変更の認定があったことにより当該区域が避難解除区域等に該当しないこととなる場合　当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の二第六項の認定があった日から当該変更の認定があった日までの期間

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該避難解除区域等に係る避難等指示が解除された日又は当該認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興再生特別措置法第十七条の二第六項の認定があった日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間

第十二条の三第一項第一号中「（平成二十三年法律第百二十二号）」を削り、同条第四項中「第十条の五の三第一項」を「第十条の五の四第一項」に、「第十二条の三の三第四項」を「第十二条の三の三第六項」に、「第五条の三第七項」を「第五条の三第八項」に改める。

第十二条の三の二第六項中「第五条の三第七項」を「第五条の三第八項」に改める。